

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和3年 6月 8日

大阪府知事 殿

提出者

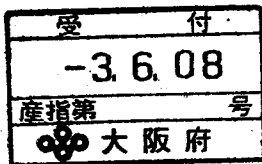
住所 大阪市中央区北久宝寺町3-6-1

氏名 鴻池ビルテクノ株式会社 大阪支店

取締役支店長 竹下 浩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6245-6640



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鴻池ビルテクノ株式会社 大阪支店
事業場の所在地	大阪市中央区北久宝寺町3-6-1
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	完工高 3,262百万円
③従業員数	32名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	解体・改修工事 がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊)等は、再処理業者へ委託して、再生砕石として再資源化している。 木くず、金属くず等は、再処理業者へ委託して、チップ、金属として再資源化している。 廃プラ等は、再処理業者へ委託して、一部は燃料として再資源化しているが、焼却業者等へ再委託し埋立処分をしている。 廃石綿含有建材は、専門業者へ委託し、埋立処分をしている。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙第2面(管理体制)のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和2年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	石膏ボード	がれき類
	排出量	20.6 t	14.8 t
	(これまでに実施した取組) ・改修、解体工事がメインであるため抑制は難しいが、極力廃棄物が少なくなる工法を発注者へ提案している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	石膏ボード	がれき類
	排出量	20 t	50 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き廃棄物が少なくなる工法を提案していく。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・石膏ボード、廃プラスチック類 ・改修工事がメインであるためスペースが取れない場合が多いが、分別できる場合は分別を実施している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・石膏ボード、廃プラスチック類、金属くず ・スペースが取れる範囲で品目を増やしていく。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

コンクリート破片	アスコン破片	管理型建設混合廃棄物	ガラス、コンクリート、陶磁器くず
5.2 .t	935 .t	44.9 .t	1 .t

②計画

コンクリート破片	アスコン破片	管理型建設混合廃棄物	ガラス、コンクリート、陶磁器くず
100 .t	50 .t	30 .t	1、t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃プラスチック類			
0.4.t	t	t	t

②計画

廃プラスチック類			
2.t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	（これまでに実施した取組） 自ら再生利用は行っていない。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	（今後実施する予定の取組） 自ら再生利用は行わない。	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
（これまでに実施した取組） 自ら中間処理は行っていない。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
（今後実施する予定の取組） 自ら中間処理は行わない。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分、海洋投棄は行っていない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分、海洋投棄は行わない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	石膏ボード	がれき類
	全処理委託量	20.6 t	14.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	20.6 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	20.6 t	14.8 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・優良認定処理業者及び再生処理業者へ委託を行っている。 ・処理業者はネットで処理状況等を確認している。 		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

コンクリート破片	アスコン破片	管理型建設混合廃棄物	ガラス、コンクリート、陶磁器くず
5.2 t	935 t	44.9 t	1 t
0 t	0 t	44.9 t	1 t
5.2 t	935 t	44.9 t	1 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃プラスチック類			
0.4 t	t	t	t
0.4 t	t	t	t
0.4 t	t	t	t
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	石膏ボード	がれき類
	全処理委託量	20 t	50 t
	優良認定処理業者への処理委託量	20 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	20 t	50 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・優良認定処理業者及び再生処理業者へ委託を行っている。 ・処理業者はネットで処理状況等を確認している。 ・中間処理工場の現地視察の実施 			
※事務処理欄			

②計画

コンクリート破片	アスコン破片	管理型建設混合廃棄物	ガラス、コンクリート、陶磁器くず
100 t	50 t	30 t	1 t
0 t	0 t	30 t	1 t
100 t	50 t	30 t	1 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

廃プラスチック類			
2 t	t	t	t
2 t	t	t	t
2 t	t	t	t
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理に関する管理体制

環境担当者	役職	役割
環境管理責任者	取締役支店長	廃棄物処理の基本方針の決定
廃棄物担当者	安全環境部長	処理計画・実績報告の作成
		委託契約書の締結
		電子マニフェストの登録
		処理業者の確認
		廃棄物保管状況並びに排出状況の確認
排出担当者	現場所長	廃棄物法令関係の周知
		処理業者の選定
		委託契約書の作成
		廃棄物排出とマニフェストの交付・回収
		産廃ボックスの設置と作業員への指示
		処理業者への処理料金の支払

廃棄物管理組織(大阪支店)

